

大守秀行

2019年7月吉日 No.20



発行責任者：大守秀行
〒710-8550 倉敷市玉島乙島7471番地
TEL: (086) 525-2226
自宅: 倉敷市中島1835-20

市民の方から、認知症の予防とサービスの内容についてご相談頂き、対応する中で施設とサービスの充実が必要であると認識しました。また、高齢者や障がいのある方、子ども達が、今まで以上に安心して暮らせるまちづくりを築いて欲しいとのご要望を頂き、地域共生社会についても質問致しました。

Question 1

「認知症施策の推進」について

認知症の高齢者は平成27年時点で約520万人、令和7年には約700万人に増加すると推計されており、国は、平成27年に認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を策定し各自治体で展開している。新オレンジプランの後継という位置付けで、2025年度までの6年間の期間で展開される「認知症施策推進大綱」が策定され、「認知症になっても希望を持って、日常生活を過ごせる社会を目指す」と明記し、予防と共生を2本柱に据えている。



【問1】「くらしき認知症ガイドブック」を活用した認知症の普及・啓発活動の展開は。

【答 弁】 保健福祉局 田邊参与

- ①本市では、平成28年3月に「くらしき認知症ガイドブック」を作成し、「高齢者支援センター」や「保健推進室」等での周知や相談対応等に活用している。
- ②このガイドブックについては、策定から3年が経過し内容の変更も生じているため、今年度中の改訂を予定している。また、改訂に当たっては、国の進める「認知症の人や御家族の視点の重視」という考え方の下、認知症の方や御家族の意見を反映し、より充実した改訂となるようにしたい。
- ③配布先についても、銀行・郵便局や商業施設等でも配布することで、より幅広い年代層の方に手にとっていただくよう工夫していきたいと考えている。

【問2】認知症サポーター養成講座の現状とより実効性のある活動が必要であるが、今後の展開は。

【答 弁】 保健福祉局 田邊参与

- ①認知症になっても住み慣れた地域で、安心して生活していただくためには、認知症について正しく理解をし、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する応援者を増やしていくという取り組みが重要。
- ②本市では「認知症サポーター」の養成に努めており、これまでに一般の市民の方をはじめ、認知症の方が日常生活を送る中で接することとなる、金融機関や医療機関、スーパーマーケットの従業員等にも認知症サポーターの養成講座を受けて頂いた。
- ③小学校の「総合的な学習の時間」の中で、認知症について取り上げて頂いたり、中学・高校の授業時間の中で認知症サポーターの養成講座を行って頂く取り組みも進めている。
- ④本市の取り組みとしては、本年度は、認知症サポーターの養成講座をより多く開催できるようにしたほか、より実践的な研修を終了された方には「認知症マイスター」として登録いただき、地域で担い手として活躍頂くような取り組みも進めている。
- ⑤高梁川流域の自治体でも連携して、認知症サポーター養成講座の講師（「キヤラバンメイト」）の育成に取り組んでいる。

【問3】「認知症 初期集中支援チーム」の現状と今後の展開は。

【答 弁】 保健福祉局 田邊参与

- ①認知症については、早期診断及び早期対応が重要であることから国においては、平成30年度までに全ての市町村に「認知症初期集中支援チーム」を設置することを目標としている。一方、本市においては、国の目標に先んじて平成28年度より、市内4つの医療機関に認知症初期集中支援チームを設置しており、専門医である認知症サポート医、看護師、社会福祉士等が在籍している。
- ②チームは、認知症が疑われる人や認知症の人、その家族を訪問し「必要な医療や介護の導入・調整」や「家族支援」などの初期対応の支援を包括的かつ集中的に行うことを通じて、支援の対象者が自立した生活を続けて頂くためのサポートを行っている。
- ③今月には、市内の認知症初期集中支援チームの関係者と情報共有や意見交換を行う機会もあるが、今後も、チームの関係者と相談・協力しながらチームの取り組みを通じて、必要な方が認知症の早期診断及び早期対応を受けられるよう取り組みを進めていきたいと考えている。

【問4】認知症疾患医療センターと介護施設や本市との連携は。

【答 弁】 保健福祉局 田邊参与

- ①岡山県では、各地域において認知症の人とその家族を支援する体制を構築することを目的として、県下の8病院を「岡山県認知症疾患医療センター」として指定しており、本市では、川崎医科大学附属病院と倉敷平成病院が指定を受けている。
- ②各センターでは、専門的な診断(鑑別診断)や急性期治療などの医療の提供、専門相談等を行っているが、医療機関相互の連携や医療と介護の連携を推進するという役割も担っていることから、本市もセンターと連携をしながら取り組みを進めている。
- ③具体的には、センターの専門的知見を活かしつつ、一般市民の認知症の正しい理解を目的としたイベントや医療介護従事者の資質向上を目的とした研修会・検討会を開催。
- ④「認知症初期集中支援チーム」の検討委員会の委員としても、センターの職員が参画している。

【問5】軽度認知障害(MCI)の早期発見には医療費の助成が有効では。

〈概要〉 アルツハイマー型認知症に軽度認知障害(MCI)と言われる段階があり、厚生労働省の発表によると、65歳以上の高齢者で、認知症の方は約460万人、MCIの高齢者は約400万人、合わせて約860万人となり、高齢者全体の1/4は認知症もしくはMCIということになります。認知症の中で、約50%はアルツハイマー型認知症が占めるとされ、かなり高い割合ですが、ご本人やご家族が知識を持たないために、見逃されているケースも数多くあるとされており、発見の遅れはその後の経過にも影響します。このMCIは「記憶障害」が主症状となります。とくに時間経過に伴った、記憶障害が特徴となり、発症すると、数年でアルツハイマー型認知症に移行するといわれています。ただし、MCIと診断されても、アルツハイマー型認知症を発症するまでの速度は、人それぞれで、適切な対策や治療を行うことで、発症を遅らせる可能性があり、MCIの対策・治療は、早ければ早いほど効果が高いとされていますので、認知症を疑い早期に受診することが重要となります。

【答 弁】 保健福祉局 田邊参与

- ①「軽度認知障害」、いわゆるMCIの方は、認知症とは診断できず、日常生活への影響はないか、あっても軽度とはいわれるものの、認知症に移行する方がいらっしゃることから、早期発見・早期対応のための環境づくりが重要と考えている。
- ②まずは、認知症の症状や発症予防とともに、軽度認知障害に関する知識の普及啓発を進めることで、本人や家族、地域の方、医療者等が小さな異常を感じたときには、速やかに適切な対応をとることが出来るような環境を作っていくことが大切と考えている。
- ③認知症は、未だ解明されていないことも多く、診断法も日々進化しており、国においても「認知症の発症や進行の仕組の解明や予防法・診断法・治療法等の研究開発を強化する」としているため、検診医療費の助成については、こうした国の動向等も見ながら研究する。

【問6】認知症カフェの現状と今後の展開は。

【答 弁】 保健福祉局 田邊参与

- ①認知症カフェについては本市でも、平成28年度から助成制度を設けること等を通じて取り組みを支援しており、現在、少なくとも市内17か所で運営がなされているが、参加者からは「認知症カフェに来ると楽しい」といった感想も頂いている。
- ②市としては、認知症カフェがより多くの方にとって身近で参加しやすい居場所となるよう、おおむね中学校区ごとの日常生活圏域26か所それぞれに1か所以上運営されることを目指して取り組んでいる
- ③認知症カフェの支援者や、これからカフェの立ち上げを考えている人を対象とした「交流会」を平成28年度より毎年開催している。今後も、地域において認知症カフェが身近な存在となり、また、カフェの内容がさらに充実し地域へ定着していくことを目指して取り組む。

【問7】「本市での日常生活支援や見守りの現状と「お助け隊」などのボランティア団体の活動は。

【答 弁】 保健福祉局 田邊参与

- ①認知症の方を含め高齢者の「見守り」や「日常生活上の支援」は、地域における自助・互助・共助・公助の組み合わせにより、様々な主体によって行われることが重要である。
- ②本市においては、「お助け隊」のような地域住民による様々な支え合いの取り組みが行われており、例えば、ゴミ出しや簡単な掃除・荷物運び・家財の修理などといったお困りごとについて「住民自らができる範囲でできることをする」という取り組みが行われている。
- ③そうした「支え合い」の取り組みは、「住民同士の顔の見える関係づくり」や「見守り」にも繋がっており、昨年7月の豪雨災害においても小地域ケア会議で作成していた見守りのための台帳を活用されることで、高齢者の命が救われたという事例も報告されている。

- ④本市としては、このような支え合いの取り組みが市内全域に広がるよう、倉敷市社会福祉協議会に配置された「生活支援コーディネーター」が地域の方への相談支援や活動支援を行っている。
- ⑤「支え合いのまちづくりフォーラム」の開催や「支え合いの事例集」の作成等を通じて、好事例や元気な地域づくりのヒントを広めるという取り組みも行っている。
- ⑥本市の7月豪雨における支え合いの事例については、福祉関係者等からも、「普段の取り組みが災害にも活きた事例だ」という評価を頂いたことがあるが、そうした事例や地域づくりのヒントは、平成31年3月に発行した「被災地発支え合い活動事例集『豪雨ニモマケズ』」にまとめている。
- ⑦本市としては、今後もこうした取り組みを通じて、認知症の方を含む高齢者にやさしい地域づくりに努める。

【問8】認知症の方が感じている様々な壁を取り除く「認知症バリアフリー社会」の本市の取り組みは。

【答 弁】 伊東市長

- ①認知症の方は、日常生活を送る上で様々な課題を抱えることから、認知症があっても住み慣れた地域の中で尊厳が守られ暮らし続けられるような環境をつくっていくことが重要。
- ②本市では認知症の方が、日々の買い物や金融機関を利用される際にもさりげなく気づいてサポート出来るよう認知症の人と地域で関わることの多い小売業・金融機関等の従業員の方に「認知症サポーター養成講座」を受講して頂く取り組みを進めている。
- ③本年1月からは、万が一、認知症の方が行方不明になっても発見者とご家族が連絡を取り合うことができるよう、二次元バーコードを記載した「安心おかえりシール」の配布を開始。
- ④今後はより多くの市民の皆様に、このシールの取り組みを知っていただくとともに利用をしていただけるように周知や普及に取り組む。

【問9】若年性認知症への支援と更なる充実は。

【答 弁】 保健福祉局 田邊参与

- ①若年性認知症の方等への支援については、国の「新オレンジプラン」でも「若年性認知症施策の強化」がうたわれるなど、近年、対策が進んできており本市としても、しっかりと取り組んでいく必要があると考えている。
- ②若年性認知症についても、早期発見・早期対応の観点やできる限りそれまでの日常生活を送っていただくという観点からは、特に、周囲の方の理解を促進するための普及・啓発等が重要。
- ③本市では、認知症の普及・啓発の取り組みの中で、適宜、若年性認知症についてもご紹介することとしているほか、平成30年度からは、若年性認知症に関する新たな事業（「若年性認知症及び認知症の理解促進、普及啓発事業」）を始め、昨年度は、若年性認知症のご家族による講話や、個別相談会等を実施した。
- ④若年性認知症の総合相談窓口である「全国若年性認知症コールセンター」や若年性認知症やその家族の相談に応じて、適切な制度・サービスを紹介する「若年性認知症コーディネーター」集いの場である「家族会」をご紹介すること等を通じて若年性認知症の方等がニーズに合った支援を受けられるよう努めている。

Question2 「地域共生社会の実現に向けて」について

国は、地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず生活上の困難を抱える障害のある方や子ども達などが、地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を丸ごと支える包括的な支援体制を構築し切れ目のない支援の実現を目指しており、医療・介護・福祉の制度ごとに「縦割り」で整備された公的な支援体制を見直し、個人や世帯が抱える問題に包括的に対応する支援体制へ転換することを掲げている。そのため、高齢、障がい、貧困、子供などの分野を問わず、誰もが共生を目指し互いに補完しながら取り組む必要があると受けとめている。

【問1】本市の地域共生社会の考え方と障害者差別解消法の啓発活動は。

【答 弁】 藤原保健福祉局長

- ①わが国では、高齢化や人口減少、核家族化などの社会の変化により、高齢者、障がい者、子どもなどの対象者ごとに、公的な支援制度が整備され充実が図られてきた。しかしながら、昨今、課題が複雑化、複合化し対象者ごとに「縦割り」で整備された公的な支援制度では対応が困難になってきている。「地域共生社会」とは、このような社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手・受け手」という関係を超えて、地域の住民や町内会などのコミュニティ団体、福祉事業関係者、行政機関等の多様な主体が参画し世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。
- ②障がい者に係る地域共生社会の取り組みについては、障害者差別解消法の施行を受け、平成29年4月に「倉敷市における障がいを理由とする差別を解消するための職員対応要領」を策定し、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、所属長の責務、相談依頼の整備及び研修・啓発について規定した。
- ③対応要領に基づき、全職員を対象にしたeラーニングを実施するとともに、新採用職員及び新たに所属長となった職員に対し研修を実施している。

④市民の皆さんには、これまで「広報くらしき」や障がい福祉課ホームページにおいて啓発を行っており、さらに今後は、障害者差別解消法を広く周知する目的で作成したリーフレットを活用し、本庁・各支所の窓口をはじめ、障がい者支援センター等を通じて啓発するほか、「くらしきフォーラム」などの福祉イベントや出前講座の機会を利用し広く啓発する。

【問2】障がい者の地域生活を支えるためには、支援拠点の整備と相談支援体制の充実が必要では。

【答 弁】 藤原保健福祉局長

- ①平成30年度の国の制度改正により、障がい者の重度化・高齢化等を見据え障がい者の生活を地域全体で支えるため、相談・緊急時の受け入れ対応、専門的人材の確保・養成などの機能を持つ地域生活支援拠点を令和2年度末までに、地域の実情に応じて整備することが求められている。
- ②本市では、平成30年2月に障がい福祉団体、学識経験者、基幹相談支援センター及び障がい者支援センターの職員、行政担当職員等で構成する「倉敷地域生活支援拠点運営協議会」を設置し、緊急時の受け入れ・対応についての機能強化を図るための短期入所輪番制試行事業や地域の相談支援拠点である市内6箇所の障がい者支援センターにおける24時間・365日の相談受付体制の整備等に取り組んでいる。
- ③今後、同協議会での検証を踏まえた短期入所輪番制事業の本格移行や、地域の支援体制の担い手となる福祉人材の育成等、更なる機能の充実を図り、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制の構築に努める。
- ④相談支援の充実については、今年度から、倉敷地域基幹相談支援センターの専門職員により、計画的に相談支援従事者に対する訪問等による指導・助言を行うとともに、事業所のサービス管理責任者等を対象に外事業活動における相談支援の重要性の認識と利用者に対するアセスメントや個別支援計画作成に係るスキルアップを目的とした研修会を実施することで地域の相談支援の質の向上を図る。

【問3】本市の各部局別の障がい者雇用と障害の有無に関係なく、希望や能力に応じて働く環境づくりが重要であり、職場のバリアフリー化、それぞれの事情に即した勤務態勢や業務内容など、ハード面とソフト面、双方の取り組みを推進する事が必要であるが本市の取り組みは。

【答 弁】 内海総務局長

- ①事業所が雇用を義務付けられている障がい者の人数は、法定雇用率に基づき算出されることとなっており、平成30年度については、その法定雇用率が2.55%と定められている部局の実際の雇用率は、市長部局が2.62%、水道局が2.33%、市民病院が2.29%、競艇事業局が2.22%。
- ②法定雇用率が2.4%と定められている教育委員会は、2.32%。数値の上では法定雇用率を下回っている部局は、法律で義務付けられた雇用すべき人数は不足しておらず、全ての部局で基準を達成している。
- ③令和元年度の暫定版では、市長部局が2.67%、教育委員会が2.86%などとなり、前年同様、いずれの部局も基準を達成できる見込み。
- ④今年度から従来の身体障がい者に加え、知的障がい者2名を新たに非常勤嘱託員として任用した。任用に当たっては、人事課内に市全体の内部事務支援を行う「ワークオンくらしき」を設置し、その中で、コミュニケーション支援やメンタルサポートなど、知的障がい者の安全な職務執行や職場定着を図るための環境づくりを行っている。

【問4】8050問題の現状と本市の取り組みは。

〈概要〉 ご両親が80歳代ご本人が50歳代で、収入は親の年金などに頼って引きこもり、生活が困窮するケースが社会問題化し、各メディアで数多く取り上げられている。内閣府は今年3月、40歳～64歳の中高年の引きこもりが61万3,000人に上るとの推計結果を公表し、この人数は、15歳～39歳の若年層の約54万人を上回り中高年の引きこもりの長期化、高齢化が進んでいる現状が明らかとなった。

【答 弁】 藤原保健福祉局長

- ①「ひきこもり」に至る要因は、精神疾患や障がい、家族関係や周囲の環境からのストレスなど、さまざまであり、支援につながりにくく地域から孤立し、長期化・高齢化している実態が「8050問題」と呼ばれている。
- ②「ひきこもり」の方への支援については、本人の抱える困難さや生活歴などの背景を丁寧にお聞きし、本人の希望に沿った相談・支援を行う必要があると考えている。
- ③本市の取り組みは、「ひきこもり」の方の家族などからの相談に対しては、精神疾患が疑われる方や医療受診の必要があると思われる方については、保健師の訪問等による相談支援を行っている。
- ④発達障がいや知的障がいなどの障がいを抱える方については、障がい者支援センターの訪問等による相談支援を行っている。
- ⑤「ひきこもり」の方が自立を目指す中で、就労の支援を希望する方については、「倉敷市生活自立相談支援センター」を通じ、基本的なコミュニケーションの形成から就労体験等を行う「くらしき就労準備支援事業」の活用等による支援を行っている。
- ⑥円滑な相談・支援体制を確保するため、「倉敷地域自立支援協議会精神部会、ひきこもり専門分科会」等を定期開催し、病院や福祉機関を含めた関係団体において、情報共有と連携強化を図っている。
- ⑦「ひきこもり」の方やそのご家族への支援は、多方面からの支援が必要なケースが多く、引き続き、本人に寄り添った相談支援を行うため、関係機関でのさらなる連携強化に努める。

